

創業をお考えの方、創業後間もない方 ～日向市の創業支援機関をご利用ください～

1 特定創業支援等事業を受けるとこんなメリットが

メリット1

会社設立の際の登録免許税が半額になります

・株式会社・合同会社の場合
税率が0.7%→0.35%へ

メリット2

「創業関連保証」の特例が受けられます

事業開始の6か月前に無担保・第三者保証
人無しの創業関連保証を利用できます

メリット3

日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、当資金を利用できます(別途、審査を受ける必要があります)

メリット4

国が実施する「小規模事業者持続化補助金(創業枠)」が活用できます。

メリット5

日向市が実施する「日向市中小企業等創業支援事業補助金」が活用できます。

創業にかかる経費の一部を補助する事業です。(補助率 2/3、補助上限 15 万円)

2 特定創業支援等事業とは

日向市の創業支援機関が実施する、創業に必要な4分野(「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」)の知識が身に付く支援事業(創業関連セミナーやその他個別相談等)のことです。 ※創業支援機関の詳細は裏面をご覧ください。

(参考：各分野の内容)

分野	内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画、知財 等
財務	会計、経理、資金繰り、資金調達 等
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理 等
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進 等

③ メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、日向市長が発行する証明書が必要になりますのでHPの申請書様式に必要事項をご記入のうえ、日向市商工港湾課へご提出ください。

なお、証明書発行については以下①、②両方に該当する方が対象となります。

- ① 創業前の個人もしくは、創業後5年未満の個人または法人
- ② 特定創業支援等事業を「1か月以上に渡り」、「合計4回以上」受け、「4分野の知識全てを習得できた方」

<日向市の創業支援機関>

創業支援機関名	住所	電話番号
日向市産業支援センター 「ひむか-B i z」	日向市鶴町2丁目7番13号	0982-66-6690
日向商工会議所	日向市上町1丁目70番地	0982-52-5131
東郷町商工会	日向市東郷町山陰丙1265-2	0982-69-2075
日本政策金融公庫延岡支店	延岡市幸町3丁目101 延岡駅西口街区ビル3階	0982-33-6311

※創業関連セミナーの詳細や個別相談については各創業支援機関にお問合せください

【お問合せ】

日向市商工港湾課 中小企業振興係

TEL : 0982-66-1025

FAX : 0982-54-2639

MAIL : syoukou@hyugacity.jp